

■資料③ JASの分類について

JAS一覧（具体的な品目としてあげられているもの、試験方法等のJASを除く）

- 飲食料品 47品目
- 農産物（非食用）2品目
- 林産物 11品目

林産物JAS 11品目内訳とJAS製材の分類



JAS製材の詳細

区分	説明
構造用製材	建築物の構造耐力上主要な部分に使用する針葉樹の製材のこと。 土台、火打土台、大引、根太、床束、通し柱、管柱、胴差、はり、けた、筋かい、小梁等、母屋、柱木、垂木等
目視等級区分構造用製材	構造用製材のうち、節、丸身等材の欠点を目視により測定し、等級区分するもの。
甲種構造材	主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用されるもの。土台、大引、根太、はり、けた、筋かい等。
構造用Ⅰ	小口の短辺(厚さ)が36mm未満の材及び小口の短辺が36mm以上で、かつ小口の長辺が90mm未満のもの。
構造用Ⅱ	小口の短辺が36mm以上で、かつ小口の長辺が90mm以上のもの。
乙種構造用	主として圧縮性能を必要とする部分に使用するもの。通し柱、管柱、床束、小梁等。
機械等級区分製材	機械によりヤング係数を測定し、等級区分するもの。 材面の品質は、目視等級区分の乙種構造用の3級の基準を満たすもの。
造作用製材	敷居、輪居、外壁その他の建築物の造作に使用する針葉樹製材のこと。
造作類	壁以外の造作に使用するもの。
壁板類	建築物の内外壁用に使用するもの。
下地用製材	建築物の屋根、床、壁等の下地に使用する針葉樹製材のこと。
広葉樹製材	広葉樹製材の汎用的な規格で、南方産広葉樹と国内産広葉樹とで基準を区分。

建設省告示が規定する材料

丸太材が同等を目指す品質